

個人事業者向け「消費税の転嫁拒否等に関する調査」 に関するよくある質問（FAQ）

目 次

令和3年10月1日更新

1 調査全般について

Q 0 1 調査の目的は何ですか。

Q 0 2 なぜ調査対象に選ばれたのですか。

Q 0 3 調査に回答する義務があるのですか。

Q 0 4 郵送物に印字されている宛名が現在の名称と異なります。どのようにすればよいのですか。

Q 0 5 消費税の転嫁拒否等で困っていないので、今後、調査票を送らないで欲しい。
(送付のリストから削除して欲しい。)

Q 0 6 消費税の転嫁拒否等の行為を受けていなくても、回答する必要がありますか。

Q 0 7 本調査の回答をしたくありません。回答する必要がありますか。

Q 0 8 わたしは法人事業者に、商品又は役務（サービス）を供給していません。回答する必要がありますか。

Q 0 9 既に事業活動を終了（解散又は倒産等）しています。回答する必要がありますか。

Q 1 0 調査に回答したことや回答内容が取引先事業者知られることはありませんか。

Q 1 1 なぜ、同じような調査を繰り返し実施するのですか。

Q 1 2 わたしには調査票は送られてきておりません。取引先事業者から消費税の転嫁拒否等の行為を受けているため回答をしたいのですが、どのようにすればよいのですか。

Q 1 3 インターネットを利用した調査票への回答はできますか。

2 消費税転嫁対策特別措置法が定める調査対象について

- Q 1 4 どのような取引が「商品又は役務（サービス）を供給」に該当するのですか。
- Q 1 5 わたしが商品又は役務（サービス）を供給している取引先事業者は、全て小規模な事業者です。わたしは特定供給事業者に該当するのですか。
- Q 1 6 商品又は役務（サービス）を、消費者に対して提供する取引は、調査の対象となるのですか。
- Q 1 7 取引先事業者の資本金の額は、わたしのところの資本金の額以下ですが、調査の対象となるのですか。

3 設問への回答に当たって

- Q 1 8 いつ行う取引（発注、契約、納品等）から 1 0 % の消費税率が適用されるのですか。
- Q 1 9 設問 A について、自分の情報を記入する必要はありますか。
- Q 2 0 B～D に関して、取引先法人事業者との取引において当てはまる項目をマークすればいいですか。
- Q 2 1 設問 E の記入欄について、回答が枠に入りきらない場合には、どうしたらいいですか。
- Q 2 2 設問 E の記入についてどのように記載すればよいですか。
- Q 2 3 回答用紙に、組織略語（(カブ)、(ユウ)等）を用いて取引先事業者名を記載しても良いですか。
- Q 2 4 設問 F の記入欄について、取引先事業者の住所については、本店、支店のどちらを記載すればいいのですか。
- Q 2 5 差出人が税務署であるにもかかわらず、調査の依頼主が公正取引委員会と中小企業庁となっているのはどういうことですか。
- Q 2 6 消費税の転嫁拒否等に関する調査は、一度切りですか。
- Q 2 7 消費税の仕組みや制度について、分かりやすい資料はありますか。

1 調査全般について

Q 0 1 調査の目的は何ですか。

A 商品又は役務(サービス)を供給している事業者が取引先事業者(買手事業者)から消費税の転嫁

拒否等の法律上問題となる行為を受けていないかを把握し、問題となる行為の是正につなげるために調査を行うものです。

Q 0 2 なぜ調査対象に選ばれたのですか。

A 消費税転嫁対策特別措置法に基づいて、中小企業・小規模事業者等を対象とする調査を実施しているところであり、「個人事業者」についても全国的に調査を行っているものです。

Q 0 3 調査に回答する義務があるのですか。

A この調査は、転嫁拒否等の情報収集を目的にしておりますので、回答を義務付けているものではありませんが、消費税の転嫁拒否等の問題でお困りのことがあればご協力をお願いします。

なお、この調査に御回答いただいたこと及び御回答いただいた内容については、秘密を厳守するとともに、この調査の目的以外には一切使用しません。また、貴殿の取引先事業者に対する調査においても貴殿の調査票の内容に基づく調査と分からないように行います。取引先事業者(買手事業者)から消費税の転嫁拒否等の行為を受けている場合には、ありのままの事実を御回答ください。

Q 0 4 郵便物に印字されている宛名が誤っています。どのようにすればよいのですか。

A 回答者氏名欄の記載は任意になりますが、ご協力いただけるのであれば、正しい名称等を記載していただき、ご提出ください。なお、消費税の転嫁拒否等の問題でお困りのことがなければ、ご回答いただく必要はありません。

Q 0 5 消費税の転嫁拒否等で困っていないので、今後、調査票を送らないで欲しい。

A 消費税の転嫁拒否等の違反行為は、いつ、どこで起きるかわからないので調査に是非ご協力をお願いします。

政府としては、毎年、消費税の転嫁ができなくてお困りの方を把握するため同様の調査を実施しているので同調査へのご協力をお願いします。

Q 0 6 消費税の転嫁拒否等の行為を受けていなくても、回答する必要がありますか。

A 本調査に御回答いただく必要はありません。

Q 0 7 本調査の回答をしたくありません。回答する必要がありますか。

A 本調査は任意のものです。ご回答いただく必要はありません。

Q 0 8 私は法人事業者に、商品又は役務（サービス）を供給していません。回答する必要がありますか。

A 本調査にご回答いただく必要はありません。

Q 0 9 既に廃業（事業活動を終了）しています。回答する必要がありますか。

A 既に事業を廃止され、廃止以前にも消費税の転嫁拒否等の行為を受けていなければ、本調査にご回答いただく必要はありません。

Q 1 0 調査に回答したことや回答内容が取引先事業者に知られることはありませんか。

A この調査に御回答いただいたこと及び御回答いただいた内容については、秘密を厳守するとともに、この調査の目的以外には一切使用しません。

また、取引先事業者を調査する場合においても回答票の内容に基づく調査と分からないように行います。本調査に御回答いただくことで不利益が及ぶことはありません。ありのままの事実を御回答ください。

Q 1 1 なぜ、同じような調査を繰り返し実施するのですか。

A 実際に消費税の転嫁等ができなくてお困りの方がおられます。

政府として何時起こるか分からない消費税に係わる違法行為を早期に把握するために繰り返し調査を行っています。是非、調査へのご協力をお願いいたします。

Q 1 2 私には調査票は送られてきておりません。取引先事業者から消費税の転嫁拒否等の行為を受けているため回答をしたいのですが、どのようにすればよいのですか。

A 調査票は中小企業庁のホームページからダウンロードして下さい。中小企業庁消費税転嫁対策室にお問い合わせください。

中小企業庁ホームページ

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/shouhizeichousa.htm#kojin>

【連絡先】

部局課名	電話番号
中小企業庁 消費税転嫁対策室	03-3501-1502 03-3501-1503
北海道経済産業局 消費税転嫁対策室	011-728-4361
東北経済産業局 消費税転嫁対策室	022-217-0411
関東経済産業局 消費税転嫁対策室	048-783-3570
中部経済産業局 消費税転嫁対策室	052-589-0170
近畿経済産業局 消費税転嫁対策室	06-6966-6038
中国経済産業局 消費税転嫁対策室	082-205-5337
四国経済産業局 消費税転嫁対策室	087-811-8564
九州経済産業局 消費税転嫁対策室	092-482-5590
沖縄総合事務局経済産業部 消費税転嫁対策室	098-866-0035

Q13 インターネットを利用したの調査票への回答はできますか。

A 下記URLよりご回答いただけます。

<https://mm-enquete-cnt.meti.go.jp/form/pub/shohizei/m5nrxt3>

2 消費税転嫁対策特別措置法が定める調査対象について

Q14 どのような取引が「商品又は役務（サービス）を供給」に該当するのですか。

A 消費税が課税される取引は全て含まれると考えていただいて差し支えありません。

なお、どのような取引に消費税が課税されるか（又は課税されないか）についてや適用される税率については、最寄りの税務署に御確認ください。

Q15 私が商品又は役務（サービス）を供給している取引先事業者は、全て小規模な事業者です。私は特定供給事業者に該当するのですか。

A 取引先事業者が全て小規模な事業者でも継続的な取引があれば特定供給事業者に該当しますので、本調査に御協力ください。

Q 1 6 商品又は役務（サービス）を、消費者に対して提供する取引は、調査の対象となるのですか。

A 消費者との取引は調査の対象になりません。
事業者同士の取引の場合のみ調査対象となります。

Q 1 7 取引先事業者の資本金の額が小さい場合は、調査の対象となるのですか。

A 貴殿の取引先事業者が継続して商品又は役務（サービス）の供給を受ける法人事業者であれば、資本金の額に関わらず特定事業者に該当します。

3 設問への回答に当たって

Q 1 8 いつ行う取引（発注、契約、納品等）から、10%の消費税率が適用されるのですか。

A 原則として、令和元年10月1日以降の取引について適用されます。ただし、消費税が課税される取引のうち一定のものについては、従来の消費税率が適用されるなどの経過措置が設けられています。その詳細については最寄りの税務署に御確認ください。

Q 1 9 設問 A について、自分の情報を記入する必要はありますか。

A 記入しなくても回答いただけます。

Q 2 0 設問 B～D に関して、取引先法人事業者との取引において当てはまる項目をマークすればいいですか。

A 実際の取引先法人事業者とのお取引において当てはまる項目をいくつでも構わないので マークして下さい。

Q 2 1 設問 E の記入欄について、回答が枠に入りきらない場合には、どうしたらいいですか。

A 別紙などにより回答してください。

取引先法人事業者から受けた行為を受けた時期や具体的内容を分かる範囲で記入していただくようお願いします。

Q 2 2 設問 E の記入欄について、どのように記載すればよいですか。

A 設問 E 欄は、取引先企業の記入欄ではなく、C をマークした項目のお取引を行っている（行っていた）法人事業者を記入いただきます。丁寧に記載いただければ幸いです。

Q 2 3 回答用紙に、組織略語（(カブ)、(ユウ)等）を用いて取引先事業者名を記載しても良いですか。

A 分かるように記載いただければ構いません。

Q 2 4 設問 F の記入欄について、取引先事業者の住所については、本店、支店のどちらを記載すればいいのですか。

A 本店、支店でもどちらでも結構ですので消費税の転嫁拒否等の違反行為のある取引先事業者の住所を記載してください。なお、不明な場合は御存知の住所を記載いただければ構いません。

Q 2 5 差出人が税務署であるにもかかわらず、調査の依頼主が公正取引委員会と中小企業庁となっているのはどういうことですか。

A 中小企業庁・公正取引委員会が実施している「消費税の転嫁拒否等に関する調査」の調査票を送付することについて税務署に協力依頼を行い、記載の税務署から送付したためです。

Q 2 6 消費税の転嫁拒否等に関する調査は、一度切りですか。

A 書面調査は、消費税の転嫁拒否等の問題となる行為の是正につなげるために行っております。このため状況に応じて、今後も調査票を送付することがあります。
その場合には、ご協力をお願いします。

Q 2 7 消費税の仕組みや制度について、分かりやすい資料はありませんか。

A 国税庁ホームページに、「消費税のあらまし」を公開しています。

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/shohi/aramashi/01.htm>

以上